

改正

平成30年3月23日要綱第31号

令和3年4月1日要綱第54号

朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会又はこれに準ずる団体（以下「自治会等」という。）が所有する既設の防犯灯をLED化することに要した費用に対し、予算の範囲内で朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって明るく安全なまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは、自治会等が地域の実情に応じて防犯上必要と判断して道路等に既に設置している電灯のことをいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備えた自治会等とする。

- (1) 規約、会計等を有する団体
- (2) 10世帯以上の会員を有する団体
- (3) 自治会等の活動及び会員の範囲が市域を超えない団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

(補助対象)

第4条 補助金交付の対象は、次に掲げる場合の工事に係る費用（電力会社等への申請に要する費用、消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、マンション等の集合住宅における入口灯、階段灯、通路灯、庭園灯その他の敷地内を照らす目的の電灯は除くものとする。

- (1) 既に設置している蛍光灯を光源とした防犯灯（以下「蛍光防犯灯」という。）又は水銀灯を光源とした防犯灯（以下「水銀防犯灯」という。）をLED防犯灯に交換する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する防犯灯の工事に係る費用の5分の4に相当する額とする。

- 2 防犯灯1灯当たりに対しての限度額については、別表に掲げる区分に応じて定めるものとする。
- 3 補助金額は1,000円単位とし、端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会の会則又は規約
- (2) 自治会等の当該年度の事業計画書及び予算書
- (3) 防犯灯の設置場所が分かる地図等
- (4) 防犯灯設置工事見積書
- (5) 設置場所の土地所有者の土地使用承諾書(様式第2号)の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 次の各号に掲げる申請書を同一年度内に既に提出している場合は、前項第1号及び第2号の添付書類を省略することができる。

- (1) 朝霞市防犯灯維持管理費補助金交付要綱第6条第1項に規定する申請書
- (2) 朝霞市防犯灯設置工事費補助金交付要綱第6条第1項に規定する申請書
- (3) 朝霞市自治会等運営費補助金交付要綱第5条第1項に規定する申請書

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付、一部交付又は不交付を決定し、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金決定通知書(様式第3号)により自治会等に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条に規定する決定の通知を受けた自治会等は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金変更・中止申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更又は中止の承認を決定し、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金変更・中止承認通知書(様式第5号)により自治会等に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、工事が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、当該年度の末日までに、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金実績報告書(様式第6号。以下

「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事完成前後の写真
- (3) 電力会社に申請した電気使用料申込書等の写し

(完了検査)

第10条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、当該工事が交付決定の内容と異なるときは、自治会等に対し工事の修正を指示することができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の検査の結果当該工事が適正なものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、これを朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付確定通知書(様式第7号)により自治会等に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定したときは、報告書に記載された口座への振込みにより交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助金を受けようとする自治会等が交付又は一部交付決定の内容、これに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、自治会等が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還するよう求めることができる。

(維持管理)

第15条 設置後のLED防犯灯の維持管理は自治会等が行うものとし、電気料金及び修繕に係る費用についても自治会等が支払うものとする。

(書類の整備及び保管)

第16条 この要綱による補助金の交付を受けた自治会等は、防犯灯の設置場所、種別、灯数その他必要な事項を記載した書類とともに、当該補助金に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日要綱第31号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第54号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第5条関係)

(1) 蛍光防犯灯をLED防犯灯に交換する場合 (処分費を含む。)

	区分	ワット数	1灯当たりの限度額
電柱に 共架し てある 防犯灯 を交換 する場 合	【共架式→共架式 (灯具のみ)】 灯具のみを交換する工事	10Wまで	28,000円
		10Wを超える場合	36,000円
ポール に設置 してあ る防犯 灯を交 換する 場合	【共架式→ポール式】 既存防犯灯を撤去し、新たにポール及び 防犯灯を設置する工事	10Wまで	80,000円
		10Wを超える場合	90,000円
ポール に設置 してあ る防犯 灯を交 換する 場合	【ポール式→ポール式 (灯具のみ)】 灯具のみを交換する工事	10Wまで	28,000円
		10Wを超える場合	36,000円
ポール に設置 してあ る防犯 灯を交 換する 場合	【ポール式→共架式】 既存防犯灯及びポールを撤去し、電柱に 防犯灯を共架する場合	10Wまで	40,000円
		10Wを超える場合	50,000円
ポール に設置 してあ る防犯 灯を交 換する 場合	【ポール式→ポール式】	10Wまで	90,000円

	既存防犯灯及びポールを撤去し、新たにポール及び防犯灯を設置する工事	10Wを超える場合	100,000円
--	-----------------------------------	-----------	----------

(2) 水銀防犯灯をLED防犯灯に交換する場合（処分費を含む。）

	区分	ワット数	1灯当たりの限度額
電柱に 共架し てある 防犯灯 を交換 する場 合	【共架式→共架式（灯具のみ）】 灯具のみを交換する工事	10Wまで	30,000円
		10Wを超える場合	40,000円
ポール に設置 してあ る防犯 灯を交 換する 場合	【ポール式→ポール式】 既存防犯灯を撤去し、新たにポール及び防犯灯を設置する工事	10Wまで	80,000円
		10Wを超える場合	90,000円
ポール に設置 してあ る防犯 灯を交 換する 場合	【ポール式→ポール式（灯具のみ）】 灯具のみを交換する工事	10Wまで	30,000円
		10Wを超える場合	40,000円
	【ポール式→共架式】 既存防犯灯及びポールを撤去し、電柱に防犯灯を共架する場合	10Wまで	40,000円
		10Wを超える場合	50,000円
	【ポール式→ポール式】 既存防犯灯及びポールを撤去し、新たにポール及び防犯灯を設置する工事	10Wまで	90,000円
		10Wを超える場合	100,000円

年 月 日

朝 霞 市 長 宛て

（申請者）団体名
代表者名
住 所
電 話

朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付申請書

朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金の交付を受けたいので、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 添付書類（朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、（1）（2）を省略することができる。）
 - （1）自治会の会則又は規約
 - （2）自治会等の当該年度の事業計画書及び予算書
 - （3）LED防犯灯交換工事内訳表
 - （4）防犯灯の設置場所が分かる地図等
 - （5）防犯灯設置工事見積書
 - （6）設置場所の土地所有者の土地使用承諾書（様式第2号）の写し
 - （7）（1）～（6）に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）
様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（自治会等代表者）
様

（地権者）
住 所
氏 名

土地使用承諾書

防犯灯設置のため、次の土地を使用することを承諾します。

土地の場所

設置場所の見取り図	朝霞市

第 年 月 号
日

様

朝霞市長



朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金決定通知書

年 月 日付申請の朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定事項 交 付 ・ 一 部 交 付 ・ 不 交 付

2 交 付 金 額 円

3 一部交付・不交付理由

4 交 付 条 件

- ・ この通知後において、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付要綱第8条に該当するときは、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金変更・中止申請書（様式第4号）を提出すること。また、工事が完了したときは、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金実績報告書（様式第6号）を提出すること。
- ・ その他朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

朝 霞 市 長 宛て

(申請者) 団 体 名
代表者名
住 所
電 話

朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金変更・中止申請書

年 月 日付第 号で交付決定の通知を受けた防犯灯設置工事について、工事の変更・中止をしたいので、朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止をする理由

2 補助金交付額

変更前 円

変更後 円

3 添付書類

(変更の内容に係る書類)

様式第7号（第11条関係）
様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

朝霞市長

印

朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付報告の朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金について、
下記のとおり補助金額が確定したので通知します。

記

交 付 確 定 額

円